

平成28年

目黒区教育委員会

第43回定例会会議録

(平成28年11月15日開催)

第43回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成28年11月15日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	尾崎 富雄
	教育委員会教育長職務代行者	中山 ひとみ
	教育委員会委員	木村 肇
	教育委員会委員	笹尾 敦夫
	教育委員会委員	後藤 幸子

出席職員	教育次長	関根 義孝
	教育政策課長	山野井 司
	学校統合推進課長	増田 武
	学校運営課長	佐藤 欣哉
	学校施設計画課長	照井 美奈子
	教育指導課長	田中 浩
	教育支援課長	酒井 宏
	統括指導主事	和田 孝
	統括指導主事	古舘 秀樹
	生涯学習課長	濱下 正樹
	八雲中央図書館長	大迫 忠義

書記		小野塚 幸隆
		山東 隆博

(議事日程)

- | | | |
|-------|-----------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 3 4 号 | 目黒区教育委員会公印規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 2 | 協議事項 | 目黒区青少年プラザ条例施行規則の一部改正について |
| 日程第 3 | 報告事項 | 平成 2 8 年第 4 回区議会定例会一般質問通告について |
| 日程第 4 | 報告事項 | 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について |

(午前9時30分開会)

- 教育長 第43回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は笹尾委員です。
ただいま、傍聴の申請がありましたのでお諮りします。傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員同意)

- 委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。
なお、以後の傍聴の申請はその都度許可することとし、委員の皆様にはお伝えすることはいたしません。
それでは日程第1を議題とします。

(日程第1 議案第34号 目黒区教育委員会公印規則の一部を改正する規則)

- 説明員 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等がございますか。
特にないようですので採決を行います。
本件に賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

- 委員長 全員賛成ですので、議案第34号は原案どおり可決します。
次に日程第2を議題とします。

(日程第2 目黒区青少年プラザ条例施行規則の一部改正について(協議事項))

- 説明員 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等がございますか。
○委員 長期休業の場合には午前も使えるとのことですが、午前中の使用は12時まで。その後の使用は午後1時からで1時間あきます。午後の時間は17時まで。その後の使用は18時からで1時間あきます。その、あきの時間はどういう対応をされるのでしょうか。月曜日の右に休館と記載がありますが、この意味するものは何で

しょうか。

○説明員 利用区分は午前と午後と夜間がありまして、それぞれの利用区分の間に入れかえの時間、あと簡単な清掃をして、次の一般の利用に支障がないようにしているところがございます。この時間については、学童が使うまでの間、清掃をして、学童の子どもたちが使える状況にする対応を行うものです。

それから、2点目の月曜日の休館ですけれども、月曜日につきましては、青少年プラザの休館日ですが、学童の子どもたちは、月曜日でも学校がございますので、月曜日の午後と夜間の時間帯に利用することで考えているところです。

○委員 和室4室に関しては「当面の間」と書かれていますが、規則の改正案では「当分の間」と書かれています。これは何か意味があって使い分けをされているのでしょうか。

○説明員 資料記載の「当面の間」は文教・子ども委員会、区の政策経営委員会に、子育て支援部から説明する際の資料と同一の表記とさせていただきます。2枚目の改正の新旧対照表ですけれども、規則上は「当分の間」という表記となるものです。

○教育長 「当面の間」というのは、一般的に、対外的に説明する場合に使う用語です。法律用語上は、地方自治法も同じですけれども、「当分の間」となっておりますので、そういう使い分けをしたということですね。

○委員 「当面の間」とは、およそどれぐらいのことを考えてるのですか。

○説明員 学童の需要についても当面の間、この状況が続くであろうと考えておりまして、その見極めについては、子育て支援部で、推移を見極めながら、毎年、毎年見ていきます。今回、教育財産を区長部局が使用するに当たり、教育財産の使用承認という形をとりますが、その上限が5年間となっております。この5年間が一つの目安になるかと思えます。今後子育て支援部で状況を見ながら、例えば3年で解消されるということであれば、その時点で利用は終わりという判断を行う可能性もあります。

○委員 いつも施設を使用している団体が「当面の間」と言われたときに、1年なのか、2年なのかと感じるだろうと思えます。具体的に、例えば最大で5年間というような記載はされないということでしょうか。

○説明員 学童の育成室として利用するその期間については、状況を見な

いといけないので、限定的に何年間ということを利用者の方に現時点でお話しすることは難しいと思っています。今後、利用者に対して説明会を行う予定でございます。そのときに学童の状況も踏まえて、きちっと判断をして対応していく旨を説明してまいりたいと考えてございます。

○教育長 今後、人口動態がどう推移していくかというのは極めて難しい推測でありまして、本年5月1日現在で区立小学校でいうと、270人増えています。この都心回帰、目黒区への転入の状況がどう続いていくかというのはなかなか読みにくいです。分母が増えていけば、当然、学童の需要も増えていきますし、あと共働き率、要保育率が4割台を超えると、さらにまた跳ね上がっていきますので、その推移がなかなか所管として読みにくいところもあります。

○委員長 その他ご質問等ございますか。
特にないようですのでこの協議を了承します。
次に日程第3を議題とします。

(日程第3 平成28年第4回区議会定例会一般質問通告について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件についてご質問等ございますか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
次に日程第4を議題とします。

(日程第4 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件についてご質問等ございますか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
以上で本日の定例会を閉会します。

(午前9時52分閉会)